

土木工事等における猛暑日を考慮した工期延長に関する試行要領

(目的)

第1条 この要領は、松山市が発注する工事において、猛暑による作業不能日を考慮した工期延長を適切に実施し、労働者の安全確保・健康管理の徹底を図ることを目的としたものである。

(対象工事)

第2条 松山市が発注する全ての屋外工事を対象とする。なお、主たる工種が屋内作業の場合であっても、屋内環境が屋外と同等と認められる場合は、受発注者間における協議により対象とすることができるものとする。

(実施方法)

第3条 施工期間中の猛暑日相当日数が、当初見込んでいる猛暑日日数と著しく乖離が生じ、かつ猛暑日により現場作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は猛暑日相当日数の乖離状況及び現場の休止状況が分かる資料を添付の上、工期延長の協議・請求ができるものとする。

猛暑日相当日数

- ・8時～17時にWBGT値が31以上となる時間の合計÷8(小数点以下第一位を四捨五入)
- ・土日祝日及び夏期休暇(土日除く)3日は除く。(就業規則において事業場が任意の休日を設けている場合は、任意の休日を土日祝日と読み換えるものとする。)

2 猛暑日相当日数の実績は、環境省が公表している松山市の観測地点の暑さ指数(WBGT値)を用いることを標準とする。

3 当初見込んでいる猛暑日日数と実績に乖離が認められ、かつ猛暑日に現場作業を休止していることが確認できた場合は、乖離日数分について工期を延長できるものとする。

なお、当初見込んでいる猛暑日日数は、別表1に示す。

4 受注者は、本要領による工期延長の請求を予定している場合は猛暑日相当日数の実績を速やかに発注者へ提出しなければならない。

5 発注者は、当初見込んでいる猛暑日日数と実績の乖離の妥当性を確認し、工期延長を可能とする日数について受注者に通知しなければならない。

6 工期延長の事務手続きについては、受注者から工期変更願の提出は求めないこととし、発注者側から工期の延長の手続きを行うこととする。

7 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事等、工期の延長が困難であると判断される場合は、対応について受発注者での協議を行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(別表1) 当初見込んでいる猛暑日日数

当初設計書積算年月	当初見込んでいる猛暑日日数
令和8年7月から令和9年6月	10日